

「県内企業の採用力向上推進事業」 プロポーザル実施要領

1. 趣旨

人材獲得が顕著な課題となっている中、企業は戦略をもって採用活動を推し進める必要がある。そこで、人材採用のノウハウやスキルが不足している県内企業を対象に、採用活動に関する課題解決を伴走型で支援し、その効果を他企業へ波及させることにより、県内企業全体の採用力の向上を図る。

2. 事業概要

(1) 事業名

県内企業の採用力向上推進事業業務委託（以下「事業」という。）

(2) 業務内容等

県内企業の採用力向上推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）記載のとおり。

(3) 委託上限額

金 7, 884, 000 円を上限とする。

※消費税及び地方消費税相当額を含む。

(4) 企画提案の性格

この企画提案は公募型プロポーザルにより実施します。

なお、この企画提案は、定められた事業予算の範囲内において、提案者独自の企画提案を通して評価することにより、企画力及び業務遂行能力の高い事業者を選定するものとします。

(5) 委託期間

契約締結日から令和 7 年 3 月 14 日まで

3. 公募型プロポーザルに参加する者に必要な資格

次の項目の全てに該当しなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当していないこと。
- (2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置期間中でない者であること。
- (3) 物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成 7 年 12 月奈良県告示第 425 号）による競争入札参加資格者で、営業種目大分類「Q 役務の提供」、中分類「5 広告・イベント業務」、小分類「① 広告・イベント業務」または営業種目大分類「Q 役務の提供」、中分類「7 諸サービス」、小分類「⑥ 人材派遣」若しくは「⑮ その他サービス」に登録している者であること。
- (4) 過去 5 年間に国又は地方公共団体等と同種類及び同規模以上の契約を締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行していること。

※新たに入札参加資格を得ようとする者は、次に示す場所で資格審査の申請を行ってください。

〒 630-8501 奈良市登大路町 30 番地
奈良県会計局総務課調達契約係（県庁主棟 1 階）
電話 0742-27-8908（ダイヤルイン）

4. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の書類を作成して提出してください。なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けません。

(1) 参加申込の提出書類 各 1 部

①参加申込書（様式 1 の 1 または様式 1 の 2）

※入札参加資格審査が完了していない場合は様式 1 の 2 を提出してください。

②事業者概要（様式 2）

※事業者の概要が記載されたパンフレット等があれば、別途提出してください。

③同種業務実績（様式 3）

※公告日から過去 5 年以内の実績について記載してください。

※最大 5 件まで実績を記載してください。5 件以上ある場合は、国又は地方公共団体との契約実績を優先して記載してください。

※実績を証明できる書類（契約書等）の写しを添付してください。

(2) 企画提案の提出書類 各正 1 部 副 8 部

原則 A 4 版とし、様式番号順に綴じてください。

①企画提案書（様式 4－正、様式 4－副）

※企画提案書の正は様式 4－正、副は様式 4－副を使用してください。

②業務執行体制（様式 5）

※統括責任者の氏名、年齢、実績等も記載してください。

③業務工程計画（様式 6）

④企画提案（様式 7） [1] ～ [3] について提案してください。

※提案内容 [1] 事業実施についての基本的な考え方

[2] 若年者の採用支援に関する専門知識、ノウハウ

[3] 業務内容への提案

補足する資料があれば添付してください。

⑤見積書 任意様式

※提案事業経費及び内訳（項目、数量、単価、金額）を記載してください。事業合計金額がわかるように作成してください。

提案書は、簡潔かつ明瞭に記載してください。

また、提出していただく企画提案書の正 1 部のみ事業者名を記載し、副 8 部については、全てのページにわたって事業者名が明らかにならないよう留意し、事業者名がある場合は黒塗りにするなど伏せて作成し、提出してください。

5. プロポーザルに係る説明会

実施しません。

6. 参加申込書の提出

4 (1) に掲げる書類の提出については、次のとおりとします。

(1) 提出期限

令和 6 年 5 月 20 日（月）午後 5 時まで

(2) 提出方法

持参または郵送（書留郵便に限る）による。

持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前 9 時から午後 5 時まで。

郵送の場合は、令和 6 年 5 月 20 日（月）午後 5 時までに必着。

(3) 提出先

〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地 県庁主棟 6 階

電話 0742-27-8812（ダイヤルイン）

FAX 0742-27-2319

奈良県 産業部 人材・雇用政策課 人材確保推進係

7. 企画提案にかかる質問及び回答

(1) 質問受付期限

令和6年5月14日(火)午後5時まで

(2) 質問方法

様式8の質問票を使用し、6(3)の提出先に提出してください。

なお、質問票を送信される際には、到着確認のため必ず電話連絡をしてください。

受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

(3) 質問に対する回答

令和6年5月16日(木)に「奈良県 産業部 人材・雇用政策課ホームページ」

上にて回答を掲載します。なお、個別には回答しないこととし、質問者名は掲載しません。

8. 企画提案書の提出

4(2)に掲げる書類の提出については、次のとおりとします。

(1) 提出期限及び時間

令和6年5月30日(木)午後5時まで

(2) 提出方法

持参または郵送(書留郵便に限る)による。

持参の場合の受付時間は、土日祝を除く平日の午前9時から午後5時まで。

郵送の場合は、令和6年5月30日(木)午後5時までに必着。

(3) 提出先

6(3)と同じ

9. 企画提案書の審査及び結果の発表

(1) 契約候補者の選定

「公募型プロポーザル選定審査会(プレゼンテーション)」を開催し、評価点方式により順位付けを行い、企画提案内容が優れている最優秀提案者を1事業者選定します。また、必要に応じて追加資料の提出を求める場合があります。

※提案者が2者以上の場合、各審査員による合計点が、満点の6割以上の者のうち最も高い点を獲得した者を契約候補者として選定する。

※提案者が1者の場合、各審査員による合計点が、満点の6割以上で、かつ審査員の合議により認められた者を契約候補者として選定する。

(2) 評価項目等

別紙「県内企業の採用力向上推進事業審査基準」に基づき評価を行う。

(3) プレゼンテーション

開催日時: 令和6年6月4日(火)(予定)

詳細については参加申込書の提出後、企画提案書の提出に対する要件を満たしたと判断された者に対して改めて通知します。

(4) 審査結果の通知

審査の結果については、選定後速やかに各提案者あて書面で通知します。

10. 業務委託契約の締結

審査の結果、委託先業者として選定された者と、奈良県契約規則等に基づき、双方協議のうえ、随意契約による業務委託契約を締結します。

なお、審査の結果を踏まえて、提案内容の変更を求めることがあります。

11. 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則第19条第1項各号いずれかに該当する者である場合は免除します。

12. 契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

- ① 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- ② 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- ③ 受託者が業務に応募できる資格がないことが判明したとき。
- ④ 役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ⑤ 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ⑥ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑧ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑨ この契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たって、その相手方が上記④から⑧のいずれかに該当することを知らなから、当該者と契約を締結したとき。
- ⑩ この契約に係る下請契約等に当たって、上記④から⑧のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記⑨に該当する場合を除く。）において、本県がこの契約の相手方に対して下請契約の解除を求め、この契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- ⑪ この契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を本県に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

1.3. その他企画提案等にかかる留意事項

(1) 実施要領の承諾

この企画提案に参加する者は、企画提案書の提出をもって、この実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。

(2) 言語及び通貨

契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 提出書類の返却

提出されたすべての書類は返却しません。ただし、この企画提案に係る審査以外には使用しません。

(4) 提案書類の追加、修正等

提出された提案書類の差し替え、追加及び削除は、理由の如何に関わらず一切認めません。

(5) 提案にかかる費用負担

提出書類の作成、提出等に要する費用は提案者の負担とします。

(6) 提案者の欠格事由

提案者が次の事項に該当した場合は、失格とします。

- ① 提出書類の提出期限までに所定の書類が整わなかったとき
- ② 提案に参加する資格がない者が提案したとき
- ③ この企画提案に対して、複数の提案をしたとき
- ④ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その

補正に応じないとき

⑤提出のあった提案書等において、契約上限額を超える見積を提案したとき

⑥見積書の金額、住所、氏名、印影若しくは重要な文書の誤脱、金額を訂正した見積をしたとき、その他提出書類に虚偽の記載をしたとき

⑦その他、提示した事項及び企画提案に関する条件に違反したとき

(7) 参加資格の喪失

提出書類を提出後、契約締結までの手続期間中に提案者が指名停止等参加資格の喪失の事由に至った場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとします。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次順位の者と手続きを行います。

(8) 辞退

提出書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに県まで連絡するとともに、書面により届けてください。

(9) 再委託の禁止

特定された委託先業者は、この業務を第三者に再委託し、又は請け負わせることはできません。但し、やむをえない場合と県が認めた場合は、業務の一部を再委託することができます。

14. その他

(1) 本事業は国庫金を活用して実施する事業であることから、会計検査院法第23条第1項第3項による検査の対象となる場合があることに留意して下さい。

(2) 受託者はこの仕様書に定めのないものについても、この事業の遂行のために必要と思われるものは、県と協議して実施することができるものとします。

(3) 委託内容は、採択された企画提案の内容を基本としますが、県の指示により変更、修正を求められる場合があります。